

別表1 (第2条関係)

日常生活用具種目一覧

(1)介護・訓練支援用具

種目	性能	対象要件	基準額	耐用年数	年齢要件	備考
特殊寝台(訓練用ベッド)		(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	154,000	8年	原則学齢児童以上	
特殊マット		(1) 下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する者 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上かつ知的障害の程度が重度又は最重度 (3) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	19,600	5年	原則3歳以上	
特殊尿器		(1) 下肢又は体幹機能1級であって、常時介護を要する者 (2) 難病患者等で自力で排尿できない者	67,000	5年	原則学齢児童以上	
入浴担架		(1) 下肢又は体幹機能2級以上で、入浴にあたって介助を要する者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能障害により入浴にあたって介助を要する者	82,400	5年	原則3歳以上	
体位変換器		(1) 下肢又は体幹機能2級以上で、下着交換等にあたって介護を要する者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	15,000	5年	原則学齢児童以上	
移動リフト		(1) 下肢又は体幹機能2級以上のもの。 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4年	原則3歳以上	
訓練いす		(1) 下肢又は体幹機能障害の2級以上 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者	33,100	5年	原則3歳以上	

(2) 自立生活支援用具

種目	性能	対象要件	基準額	耐用年数	年齢要件	備考
入浴補助用具		(1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 (2) 難病患者等で入浴に介助を要する者	90,000	8年	原則3歳以上	
便器		(1) 下肢又は体幹機能2級以上 (2) 難病患者等で常時介護を要する者	20,000	8年	原則学齢児童以上	
頭部保護帽	主材料はスポンジ、革	(1) 転倒等により頭部を強打する恐れがあり必要と認められる者	A 15200	3年		価格はオーダーメイドによるもの。レディメイドの場合は価格の80%の範囲内。
	主材料はスポンジ、革、プラスチック		B 36750			
つえ	主体-木材、外装-ニス塗装	(1) 下肢又は体幹機能障害 (2) 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障害のある者	2,200	3年		夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること。価格は1本当たりのもの。
	主体-軽金属、外装-塗装なし		3,000			
移動・移乗支援用具	次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であり、工事費は含まない。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害かつ家庭内での移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等で下肢が不自由な者	60,000	8年		
特殊便器		(1) 上肢障害2級以上 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 (3) 難病患者等で上肢機能に障害のある者	151,200	8年	原則学齢児童以上	
火災警報器		(1) 身体障害等級2級以上かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	15,500	8年		
自動消火器		(3) 難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8年		
電磁調理器		(1) 視覚障害2級以上 (2) 知的障害の程度が重度又は最重度	41,000	6年	18歳以上	
歩行時間延長信号機用小型送信機		(1) 視覚障害2級以上	7,000	10年	原則学齢児童以上	
聴覚障害者用屋内信号装置		(1) 聴覚障害2級以上かつ聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	87,400	10年		

(3) 在宅療養等支援用具

種目	性能	対象要件	基準額	耐用年数	年齢要件	備考
透析液加温器		(1) 腎臓機能障害3級以上で自己連携式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 (2) 難病患者等で腎臓機能に障害があり、自己連携式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	51,500	5年	原則3歳以上	
ネブライザー		(1) 呼吸器障害3級以上の者 (2) 肢体障害で気管切開をしている者 (3) 呼吸器障害3級相当であることが診断書等により認められる者 (4) 難病患者等で肢体機能障害があり気管切開をしている者	36,000	5年		
電気式たん吸引器			56,400	5年		
酸素ポンプ運搬車		(1) 医療保険における在宅酸素療法を行うもの。	17,000	10年		
視覚障害者用体温計(音声式)		(1) 視覚障害2級以上	9,000	5年	原則学齢児童以上	
視覚障害者用体重計		(1) 視覚障害2級以上	18,000	5年		
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		(1) 医療保険における在宅酸素療法を行う者 (2) 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年		
人工呼吸器用自家発電機	対象は正弦波インバーター発電機に限る。	(1) 呼吸器障害3級以上で在宅で人工呼吸器を常時使用している者 (2) 難病患者等で呼吸器障害3級相当であることが診断書等により認められる者で人工呼吸器を常時使用している者	100,000	10年		
人工呼吸器用外部バッテリー	対象機器への接続が可能なものに限る。	(1) 呼吸器障害3級以上で在宅で人工呼吸器を常時使用している者 (2) 難病患者等で呼吸器障害3級相当であることが診断書等により認められる者で人工呼吸器を常時使用している者	50,000	2年		

(4) 情報・意思疎通支援用具

種目	性能	対象要件	基準額	耐用年数	年齢要件	備考
携帯用会話補助装置		(1) 音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 (2) 難病患者等で音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい	98,800	5年	原則学齢児童以上	
情報・通信支援用具		(1) 視覚又は両上肢機能障害2級以上で必要と認められる者 (1) 難病患者等で視覚又は両上肢機能に障害があり、必要と認められる者	100,000	6年	原則学齢児童以上	耐用年数を経過する前にソフトウェアの更新に係る給付を1回に限り行うことができる。その場合給付基準額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。 (1)10万円 から既に給付を受けた情報・通信支援用具の給付等に要した費用の額を減じて得た額 (2)ソフトウェアの更新に要した費用の額
点字ディスプレイ		(1) 視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上、必要と認められる者	383,500	6年		
点字器 (点筆含む)	A32マス18行、両面書、真鍮版製	(1) 視覚障害で必要と認められる者	標準型A	7年		
	B32マス19行、両面書、プラスチック製		標準型B			
	A32マス4行、片面書、アルミニウム製		携帯用A	5年		
	B32マス4行、片面書、プラスチック製		携帯用B			
点字タイプライター		(1) 視覚障害2級以上で、本人が就労若しくは就学している若しくは就労が見込まれる者	63,100	5年		
視覚障害者用ポータブルレコーダー		(1) 視覚障害2級以上	85,000	6年	原則学齢児童以上	
視覚障害者活字文書読み上げ装置		(1) 視覚障害2級以上	99,800	6年	原則学齢児童以上	
視覚障害者用拡大読書器		(1) 視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	8年	原則学齢児童以上	
視覚障害者用時計		(1) 視覚障害2級以上	13,300	10年		

聴覚障害者用通信装置		(1) 聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる者	テレビ電話 71,000	5年	原則学齢 児童以上	「ファックス+電話」という構成の機器を想定しているが、必ずしもファックス以外の機能が付加された機器を一律に対象外としているわけではない。 例えば、「ファックス+電話+Iモード」あるいは「ファックス+電話+Iモード+プリンター」という構成であっても給付の対象となる。 ただし、給付する額については、同一商品のラインナップに「ファックス+電話」というグレードがあれば、たとえ基準額内であっても、その基準額内にすべきというのが国の見解である。
			FAX 25,000			
聴覚障害者用情報受信装置		(1) 聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6年		既に文字放送デコーダの給付を受けた者で、耐用年数に満たない場合でも、緊急信号受信の目的に鑑み給付可能とする。
人工喉頭	呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	(1) 音声・言語又はそしゃく機能障害であって、喉頭摘出者	笛式 5,000	4年		
	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		電動式 70,100	5年		
点字図書		(1) 主に点字によって情報を入手している視覚障害者	厚生労働大臣が必要と認めたる額	—		点字図書発行証明書による

(5) 排泄管理支援用具

種目	性能	対象要件	基準額	耐用年数	年齢要件	備考
ストマ用器具	蓄尿袋	(1) 膀胱又は直腸の機能障害 (2) 難病患者等で人工肛門または人工膀胱を造設した者	12,500 (月額)	-		施設入所者・グループホーム 入居者・入院している者も対象
	蓄便袋		9,500 (月額)			
紙おむつ		(1) 膀胱又は直腸の機能障害者(児)又は排尿及び排便機能の障害を有し、かつ次のいずれかに該当する者 ①腸管のストマあるい尿路変更のストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用器具を着用できないもので紙おむつ等の用具類を必要とする者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で紙おむつ等の用具類を必要とする者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 (2) 排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とする者。なお、膀胱又は直腸機能障害の認定を受けない者であるため、医師の意見書により以下の条件を全て満たすことが確認できる者に限る。 ①四肢機能障害や体幹機能障害を有すること ②自力でトイレに行けないこと ③自力で便座(排便補助具の使用を含む。)に座ることができないこと ④介助による定時排泄をすることができないこと	12,000 (月額)		原則3歳以上	施設入所者・グループホーム 入居者・入院している者も対象
収尿器	男性用A(普通型)	(1) 膀胱機能障害 (2) 脊椎損傷等による身体障害・児で、排尿障害(特に失禁)のため、必要性が医師の診断書により証明できる者 (3) 難病患者等で排尿障害(特に失禁)のため、必要と認められる者	7,700	1年		簡易型は採尿袋20枚を1組とする。 難病患者等は医師の診断書を添付 膀胱機能障害の認定を受けていない者は、医師の診断書が必要
	男性用B(簡易型)		5,700			
	女性用A(普通型)		8,500			
	女性用B(簡易型)		5,900			

(6) 居宅生活動作補助用具

種目	性能	対象要件	基準額	耐用年数	年齢要件	備考
居宅生活補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする動具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。対象となる工事は、介護保険の要件と共通。工事費を含む。	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上である者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) (2) 難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上相当の者)	200,000	-		新築は対象外。 申請時に工事図面を添付すること。

備考

- 1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 同世帯に2人以上の障害者がいても、世帯給付できる品目については、一世帯にひとつのみの給付とする。ただし、個人携帯が原則の品物については、個別に給付して構わない。